

雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、日本一チャレンジを起こすユース世代が、多様性と温もりの中から学び合い、自ら創る雲南コミュニティハイスクールを実現することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 雲南コミュニティハイスクール 市内高校と地域で共創する学校教育と社会教育が融合した教育環境
- (2) コンソーシアム 雲南コミュニティハイスクールを実現するための地域・学校一体型の共同事業体
- (3) 地域 個人、地域自主組織、NPO、企業、行政（島根県、雲南市）など多様な主体

(事業)

第4条 コンソーシアムは第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本、世界における未来の教育のスタンダードと雲南らしさの根幹となる信念、姿勢をユース世代が体感し続けられる教育環境の創出
- (2) 高校と地域が協働するからこそ実現できる経営資源のマネジメント

第2章 構成員

(構成員)

第5条 コンソーシアムの目的及び事業に共感するすべての地域を構成員とする。

(退会)

第6条 構成員のうち、教育魅力化共創会議及び教育魅力化検討会議に属する構成員は、退会に際して共同代表に届け出なければならない。

2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき

は、当該構成員を退会させることができる。

第3章 役員

(役員)

第6条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 共同代表 4名
- (2) 監事 2名

(役員職務)

第7条 共同代表は、次の各号に掲げる職務を担う。

- (1) コンソーシアムを総理し、代表する。
 - (2) この規約に定めた教育魅力化共創会議の役割を遂行する。
- 2 監事は、コンソーシアムの会計の状況を監査する。

第4章 組織

(チーム及び役割等)

第8条 コンソーシアムに教育魅力化共創会議、教育魅力化検討会議、プロジェクトチームを設置し、各チームの役割は、次のとおりとする。

- (1) 教育魅力化共創会議 市内高校と地域の協働性及び雲南コミュニティハイスクールのロードマップへの影響度が高いテーマ(プロジェクト)について、未来への方向性を合意する。
 - (2) 教育魅力化検討会議 各チームと地域の意志に基づく経営企画(主に教育環境に関するもの)及び経営管理(主に経営資源に関する)の戦略・戦術・実装シナリオを策定する。なお、構成員は、それぞれが所属する組織におけるテーマ(プロジェクト)の実装に責任を持つ。
 - (3) プロジェクトチーム クロスセクターで推進すべきテーマ(プロジェクト)を実装する。なお、本チームは、テーマ(プロジェクト)に応じて適宜組成・解消する。
- 2 各チームはフラットな関係性を前提とし、案件に応じて有機的に機能する。
- 3 各チームは、その活動の円滑な推進を図るため、費用の負担、方針の決定その他について自ら規定を定めることができる。

(教育魅力化共創会議)

第9条 原則として毎年度1回以上開催する。

- 2 構成員の過半数の出席(代理、委任状を含む)をもって成立する。
- 3 未来への方向性を合意する際は、全会一致を原則とする。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの庶務は、教育魅力化検討会議が行う。

(事務所)

第11条 コンソーシアムは、主たる事務所を三日市ラボ内（雲南市木次町木次29）に置く。

第5章 会計

(事業年度)

第12条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 清算

(解散)

第13条 本コンソーシアムは、教育魅力化共創会議において解散の合意がなされた場合に解散するものとする。

第7章 雑則

(細則)

第14条 この規約、各規定及び細則の内容等に関し疑義が生じたときは、その都度関係する構成員で協議の上、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年3月31日から施行する。
- 2 この規約は、令和3年7月30日から施行する。(一部改正)
- 3 この規約は、令和4年4月1日から施行する。(一部改正)